

改正後	改正前
<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編)-貨物関係手続-</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続</p> <p>システムに貨物情報が登録されている貨物について、システムに参加している保税地域又は税関により他所蔵置許可の旨がシステムに登録された場所(以下この章において「システム参加保税地域等」という。)における関税法第32条(見本の一時持出)、関税法第34条の2(記帳義務)、関税法第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)及び関税法第40条(貨物の取扱い)に規定する貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 輸出貨物情報登録手続</p> <p>税関手続編(海上編)-通関関係手続-第2章(輸出通関関係手続)に定める輸出通関関係手続の前に、輸出又は積戻ししようとする貨物の品名、個数、重量及び仕向地等の情報(以下この節において「輸出貨物情報」という。)をシステムに登録する場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>また、海上貨物としてシステムに登録されている情報を、航空貨物へ切り替える旨をシステムに登録する場合についても、この節の定めるところによる。</p> <p>1 輸出貨物情報の登録、訂正又は削除</p> <p>輸出貨物情報をシステムに登録する場合は、次による。</p> <p>なお、登録した輸出貨物情報については、入力された搬入予定日より一定期間が経過するまでに後続業務が行われない場合は、システムから削除される。</p> <p>また、既に登録済みの輸出貨物情報については、「輸出貨物情報登録」業務(業務コード: ECR)により、訂正し又は削除することもできる。</p> <p>(1) 登録、訂正又は削除の方法</p> <p>イ 呼出しによらない方法</p> <p>「輸出貨物情報登録」業務(業務コード: ECR)を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] から [20] まで (省略)</p> <p>[21] 船卸港コード(「船卸港」欄)</p> <p><u>最終船卸港を国連LOCODE(「業務コード集」参照)で入力する。</u> <u>なお、コンテナ貨物のうち、最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードを記事欄に入力する。</u></p> <p>[22] から [26] まで (省略)</p> <p>[27] 記事(「記事」欄)</p> <p><u>① コンテナ貨物のうち最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードを国連LOCODE(「業務コード集」参照)で入力する。前記コードの前にタグ「T/S:」を記入し、コードは半角英文字で入力する(例: 韓国の釜山港の場合、「T/S:KRPUS」)。</u></p> <p><u>② 搬入予定先に通知したい情報がある場合は、①のコードの後に半角スペースを入力し、必要に応じて記事を入力する。</u></p> <p>[28] から [40] まで (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2及び3 (省略)</p> <p>第3節 貨物の搬入関係手続</p> <p>システム参加保税地域等に到着した外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入する場合の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>保税地域の倉主等(他所蔵置場所にあつては、他所蔵置許可を受けた者)は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この章において「搬入確認登録」という。)する。</p> <p>なお、搬入確認情報をシステムに登録した貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書等)の税関への提出については、事故等の確認のため税関が求めたものを除き提出を要しない。</p>	<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編)-貨物関係手続-</p> <p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続</p> <p>システムに貨物情報が登録されている貨物について、システムに参加している保税地域又は税関により他所蔵置許可の旨がシステムに登録された場所(以下この章において「システム参加保税地域等」という。)における関税法第32条(見本の一時持出)、関税法第34条の2(記帳義務)、関税法第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)及び関税法第40条(貨物の取扱い)に規定する貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <p>第1節 (同左)</p> <p>第2節 輸出貨物情報登録手続</p> <p>税関手続編(海上編)-通関関係手続-第2章(輸出通関関係手続)に定める輸出通関関係手続の前に、輸出又は積戻ししようとする貨物の品名、個数、重量及び仕向地等の情報(以下この節において「輸出貨物情報」という。)をシステムに登録する場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>また、海上貨物としてシステムに登録されている情報を、航空貨物へ切り替える旨をシステムに登録する場合についても、この節の定めるところによる。</p> <p>1 輸出貨物情報の登録、訂正又は削除</p> <p>輸出貨物情報をシステムに登録する場合は、次による。</p> <p>なお、登録した輸出貨物情報については、入力された搬入予定日より一定期間が経過するまでに後続業務が行われない場合は、システムから削除される。</p> <p>また、既に登録済みの輸出貨物情報については、「輸出貨物情報登録」業務(業務コード: ECR)により、訂正し又は削除することもできる。</p> <p>(1) 登録、訂正又は削除の方法</p> <p>イ 呼出しによらない方法</p> <p>「輸出貨物情報登録」業務(業務コード: ECR)を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] から [20] まで (同左)</p> <p>[21] 船卸港コード(「船卸港」欄)</p> <p>船卸港を国連LOCODE(「業務コード集」参照)で入力する。</p> <p>[22] から [26] まで (同左)</p> <p>[27] 記事(「記事」欄)</p> <p>搬入予定先に通知したい情報がある場合は、必要に応じて入力する。</p> <p>[28] から [40] まで (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2及び3 (同左)</p> <p>第3節 貨物の搬入関係手続</p> <p>システム参加保税地域等に到着した外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入する場合の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>保税地域の倉主等(他所蔵置場所にあつては、他所蔵置許可を受けた者)は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この章において「搬入確認登録」という。)する。</p> <p>なお、搬入確認情報をシステムに登録した貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書等)の税関への提出については、事故等の確認のため税関が求めたものを除き提出を要しない。</p>

改正後	改正前
<p>また、混載貨物について混載仕分けが完了した場合についても、その結果をこの節の定めるところによりシステムに登録（以下この章において「混載仕分確認登録」という。）する。</p> <p>ただし、外国貿易船より船卸しされたコンテナ貨物をシステム参加保税地域に直接搬入したときは、この節によることなく、第1章第3節1（船卸確認登録）による。</p> <p>1から7まで（省略）</p> <p>8 システム外搬入確認登録（輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 登録の方法</p> <p>「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] から [22] まで（省略）</p> <p>[23] 船卸港コード（「船卸港」欄）</p> <p><u>最終船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。</u></p> <p><u>なお、コンテナ貨物のうち、最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードを記事欄に入力する。</u></p> <p>[24] から [32] まで（省略）</p> <p>[33] 記事（「記事」欄）</p> <p><u>① コンテナ貨物のうち最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードを国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。前記コードの前にタグ「T/S:」を記入し、コードは半角英文字で入力する（例：韓国の釜山港の場合、「T/S:KRPUS」）。</u></p> <p><u>② 搬入予定先に通知したい情報がある場合は、①のコードの後に半角スペースを入力し、必要に応じて記事を入力する。</u></p> <p>(3) 出力情報（省略）</p> <p>9から14まで（省略）</p> <p>15 蔵入等貨物搬入確認</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 登録の方法</p> <p>「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：BAS）を利用して、<u>「申告等番号＊」欄に申告等番号を必須入力し送信する。</u></p> <p>第4節および第5節（省略）</p> <p>第6節 蔵置中貨物に係る手続</p> <p>システム参加保税地域等に蔵置中の貨物情報がシステムに登録されている貨物について、事故等の登録、貨物情報の訂正、仕分け又は書面による保税運送承認等確認登録を行う場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>1及び2（省略）</p> <p>3 輸出貨物及び積戻し貨物の貨物情報の訂正</p> <p>システム参加保税地域等に蔵置されている、輸出しようとする貨物又は積戻し貨物の貨物情報を訂正する必要がある場合は、訂正を必要とする者は貨物の蔵置場所の倉主等に対して訂正内容を呈示し、訂正を依頼する。</p> <p>倉主等は訂正の依頼を受けた場合又は自ら訂正を必要とする場合は、「輸出貨物情報訂正」業務（業務コード：B I F）を利用してシステムに登録する。</p> <p>なお、貨物情報の訂正を行った場合に、既に通関業者が輸出申告事項登録等を行っていた場合は、別途、輸出申告事項等の訂正を要することもあることから、関係者に対して訂正内容を連絡する。</p> <p>(1) 登録の方法</p> <p>「輸出貨物情報訂正呼出し」業務（業務コード：B I F 1 1）を利用して、「輸出管理番号＊」欄及び「蔵置場所」欄を入力し送信することにより、貨物情報が「輸出貨物情報訂正呼出情報」（出力情報コード：S A T O 1 6 2）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上訂正を必要とする事項を上書き入力して、次の事項を入力し送信する。</p>	<p>また、混載貨物について混載仕分けが完了した場合についても、その結果をこの節の定めるところによりシステムに登録（以下この章において「混載仕分確認登録」という。）する。</p> <p>ただし、外国貿易船より船卸しされたコンテナ貨物をシステム参加保税地域に直接搬入したときは、この節によることなく、第1章第3節1（船卸確認登録）による。</p> <p>1から7まで（同左）</p> <p>8 システム外搬入確認登録（輸出許可済貨物又は積戻し許可済貨物）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 登録の方法</p> <p>「システム外搬入確認（輸出許可済）」業務（業務コード：B I E）を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] から [22] まで（同左）</p> <p>[23] 船卸港コード（「船卸港」欄）</p> <p>船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。</p> <p><u>なお、国名コード（「業務コード集」参照）については「J P」、「Z X（保税工場）」、「Z Y（指示待ち）」及び「Z Z（不明）」は、入力不可。</u></p> <p>[24] から [32] まで（同左）</p> <p>[33] 記事（「記事」欄）</p> <p>必要に応じて記事を入力する。</p> <p>(3) 出力情報（同左）</p> <p>9から14まで（同左）</p> <p>15 蔵入等貨物搬入確認</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 登録の方法</p> <p>「蔵入等貨物搬入確認」業務（業務コード：BAS）を利用して、<u>次の事項</u>を入力し送信する。</p> <p><u>「1」申告等番号（「申告等番号＊」欄）申告等番号を必須入力する。</u></p> <p>第4節および第5節（同左）</p> <p>第6節 蔵置中貨物に係る手続</p> <p>システム参加保税地域等に蔵置中の貨物情報がシステムに登録されている貨物について、事故等の登録、貨物情報の訂正、仕分け又は書面による保税運送承認等確認登録を行う場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>1及び2（同左）</p> <p>3 輸出貨物及び積戻し貨物の貨物情報の訂正</p> <p>システム参加保税地域等に蔵置されている、輸出しようとする貨物又は積戻し貨物の貨物情報を訂正する必要がある場合は、訂正を必要とする者は貨物の蔵置場所の倉主等に対して訂正内容を呈示し、訂正を依頼する。</p> <p>倉主等は訂正の依頼を受けた場合又は自ら訂正を必要とする場合は、「輸出貨物情報訂正」業務（業務コード：B I F）を利用してシステムに登録する。</p> <p>なお、貨物情報の訂正を行った場合に、既に通関業者が輸出申告事項登録等を行っていた場合は、別途、輸出申告事項等の訂正を要することもあることから、関係者に対して訂正内容を連絡する。</p> <p>(1) 登録の方法</p> <p>「輸出貨物情報訂正呼出し」業務（業務コード：B I F 1 1）を利用して、「輸出管理番号＊」欄及び「蔵置場所」欄を入力し送信することにより、貨物情報が「輸出貨物情報訂正呼出情報」（出力情報コード：S A T O 1 6 2）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上訂正を必要とする事項を上書き入力して、次の事項を入力し送信する。</p>

改正後

なお、各訂正項目については、当該貨物情報を登録した業務により異なる。訂正項目の詳細については、各登録業務を参照する。

[1] 訂正理由コード（「訂正理由*」欄）

訂正理由を訂正理由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

訂正可能となる項目は次のとおり。

○：訂正可、－：訂正不可

入力項目（項目欄）	訂正対象項目をシステムに登録した業務				
	ECR	BIC	BIE	BID	RGR
(省略)					
出港予定年月日（「出港日」欄）	○	○	○	○	○
船卸港コード（「船卸港」欄）※1	○	○	○	○	○
荷受形態コード（「荷受形態*」欄）	○	○	○	○	○
(省略)					
荷主リファレンスナンバー（「荷主Reference No.」欄）	○	○	－	－	－
記事（「記事」欄）※2	－	○	－	－	－
最終仕向地コード（「最終仕向地*」欄）	○	○	○	○	○
(省略)					

※1 最終船卸港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。

なお、コンテナ貨物のうち、最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードの記事欄に入力する。

※2 ① コンテナ貨物のうち最終船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされる場合は、積み替えされた最初の港のコードを国連LOCODE（「業務コード集」参照）で入力する。前記コードの前にタグ「T/S:」を記入し、コードは半角英文字で入力する（例：韓国の釜山港の場合、「T/S:KRPUS」）。

② 搬入予定先に通知したい情報がある場合は、①のコードの後に半角スペースを入力し、必要に応じて記事を入力する。

(2) (省略)

4及び5 (省略)

第7節から第11節まで (省略)

第3章 (省略)

改正前

なお、各訂正項目については、当該貨物情報を登録した業務により異なる。訂正項目の詳細については、各登録業務を参照する。

[1] 訂正理由コード（「訂正理由*」欄）

訂正理由を訂正理由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

訂正可能となる項目は次のとおり。

○：訂正可、－：訂正不可

入力項目（項目欄）	訂正対象項目をシステムに登録した業務				
	ECR	BIC	BIE	BID	RGR
(同左)					
(同左)					
船卸港コード（「船卸港」欄）	○	○	○	○	○
(同左)					
(同左)					
(同左)					
記事（「記事」欄）	－	○	－	－	－
(同左)					
(同左)					

(新規)

(2) (同左)

4及び5 (同左)

第7節から第11節まで (同左)

第3章 (同左)